

## 氷見市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、氷見市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請等)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定に基づき指定事業者の指定を受けようとする者は、厚生労働大臣が定める様式に係る書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、事業開始予定日の2月前までに行うものとする。

### (指定の更新等)

第2条の2 法第115条の45の6の規定に基づき指定の更新を受けようとする者は、厚生労働大臣が定める様式に係る書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、更新予定日の1月前までに行うものとする。

### (事業所の指定等)

第3条 市長は、前2条の申請があったときは、法第115条の45の5第2項の規定に基づき、市長が別に定める基準（以下「指定基準」という。）により指定の適否を審査し、その結果について、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の事業所の指定にあたっては、事業所が指定基準を満たす場合であっても、当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより、本市のサービス事業の供給量を超過する場合や地域支援事業の円滑かつ適正な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合、指定事業者の指定を行わないことができる。

3 市長は、本市の区域外にある事業者が指定事業者の指定を受けようとするときは、当該事業所が所在する市町村等から指定事業者の指定を受けている場合であって、かつ必要と認められる場合に限り、指定事業者の指定を行うことができる。

### (指定の基準)

第4条 指定事業者は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ次に掲げる基準に従い事業を行うものとする。

#### (1) 氷見市訪問介護相当サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定する基準の例により市長が別に定める

基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）

(2) 氷見市通所介護相当サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定する基準の例により市長が別に定める  
基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）

(3) 氷見市通所型サービスA

市長が別に定める基準

(指定の有効期間)

第5条 省令第140条の63の7の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

(変更の届出等)

第6条 指定事業者は当該指定に係る申請事項に変更があった場合は、10日以内に厚生労働大臣が定める様式により、市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、事業の廃止又は休止しようとするときは、厚生労働大臣が定める様式により、当該廃止または休止の日の1月前までに市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、事業の再開をしようとするときは、厚生労働大臣が定める様式により、再開の日の1月前までに市長に届け出なければならない。

(指定の取り消し)

第7条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、文書により、当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第8条 市長は、第2条から第6条までの規定による申請又は届出の受理をしたときは、指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を富山県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(3) 指定（これらの更新又は変更を含む。）、廃止、休止又は再開の年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 事業所番号

- (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (9) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、氷見市介護予防・日常生活支援総合事業指定等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱規定は、施行日以後における指定事業者の指定に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(有効期間の特例)

3 平成30年3月31日までにこの要綱により指定を受けた事業者は、第5条の規定にかかわらず、当該指有効期間満了日は平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行し、令和6年4月1日より適用する。